

(案)

# 答申書

諮詢事項

「震災時における地域の防犯・防火体制について」

練馬区安全・安心協議会

## 目 次

- ・はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
  - ・「震災時における防犯・防火体制」とはどのような状況を想定しているか・・2
  - ・「震災時における防犯・防火体制」は発災後いつから行うべきか・・・・2
  - ・「震災時における防犯・防火体制」は誰が行うべきか・・・・・・・・3
  - ・「震災時における防犯・防火体制」はどのような体制で行うべきか・・・・4
  - ・どのくらいの規模を単位に組織をつくるべきか・・・・・・・・5
  - ・平常時に何をしておくべきか・・・・・・・・5
  - ・答申後の取り組みはどうするのか・・・・・・・・6
  - ・おわりに・・・・・・・・7
  - ・ **質問事項の検討経緯**・・・・・・・・8

## はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方沿岸地域を中心に広域にわたって想定外の甚大な被害が発生し、練馬区でも震度5弱を記録しました。(東京都の最大震度は5強)

東京湾北部を震源とするマグニチュード7(M7)級の首都直下地震の発生が危惧されており、東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月18日公表東京都防災会議)では、練馬区における最大震度は6強と想定されています。

東日本大震災では、その地震や津波による被害の大きさとともに、被災地における犯罪の発生について多く報道されました。被災地においては、空き巣・盗難等の犯罪が増加するとともに、人の善意に乘じた詐欺等も発生しました。予想される首都直下地震の発生時には、練馬区においても、混乱に乘じた犯罪等の発生が懸念されます。震災時において、こうした心無い犯罪が行われることは、地震の被害で厳しい状況にある被災者の心の動揺を拡大することになり、被災地における秩序の乱れや被災者の精神状況の悪化につながり、被災地の復興を遅らせる要因となる恐れがあります。

そこで、練馬区安全・安心協議会では、区長からの諮問について、地震発生後、いつから誰がどのような体制で地域の防犯・防火活動を行っていく必要があるか、そして、平常時にどのような準備をする必要があるかについて検討します。

## 「震災時における防犯・防火体制」とはどのような状況を想定しているか

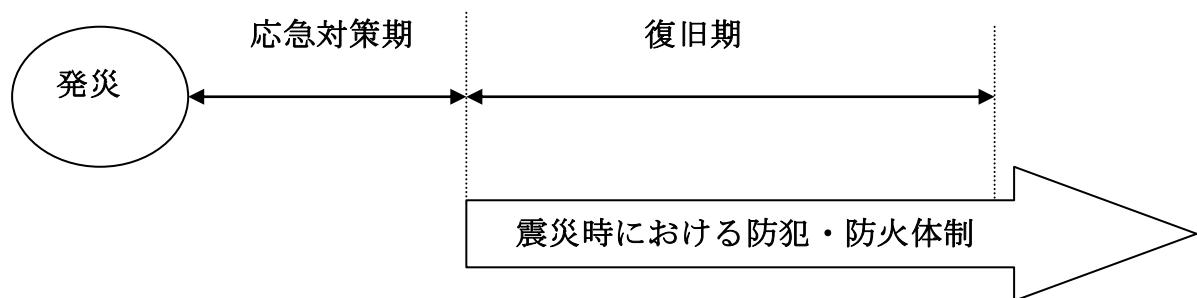
地震の規模や被害の大きさによって、状況は異なってきますが、多くの住民が避難し、街に人が少なくなった場合や、避難所生活が長く続き、街の人気が少ない状況が長く続くような場合を想定しています。

被害が少ない場合は、「震災時における防犯・防火体制」を特別にとる必要がなく、通常の地域の防犯・防火活動を行うことが可能ですが、平常時に行っているような防犯・防火活動をとるのが難しいと判断せざるを得ない状況を想定して、「震災時における防犯・防火体制」を考えていく必要があります。

※「避難勧告」は、住民や滞在者の生命・身体の保護を目的に、住民に安全な場所への立ち退きを求めるものです。さらに危険が切迫している場合の命令にあたるのが「避難指示」です。いずれも強制力や罰則はありません。

## 「震災時における防犯・防火体制」は発災後いつから行うべきか

「応急対策期」後から「復旧期」以降を想定しています。(以下図)



地震発生直後において、最優先事項は、人命救助です。建物の倒壊や火災が発生した場合は、けが人の救出や消火活動がまずやるべきことであり、防犯・防火活動は次の段階です。よって、けが人の救出や消火活動は、いつまでやればいいと期限を定められるものでは無く、設定すべきではありません。

しかし、「震災時における防犯・防火体制」を考えるときに、いつから行うか事前に想定しておくことが必要です。よって、一つの目安として、練馬区で想定している「応急対策期」後から「復旧期」以降、避難生活が続くような場合に、「震災時における防犯・防火体制」をとる必要があると言えます。

## **「震災時における防犯・防火体制」は誰が行うべきか**

「地域のことは地域で協力して守る」という考えに立ち、地域住民が協力しあって防犯・防火活動を行う必要があると考えます。

地震直後においては、区は消防・警察などの防災関係機関と連携協力して、区民の生活、身体の安全の確保と救出救護に全力を挙げて取り組むため、震災直後からしばらくの間は、地域の防犯・防火活動を災害前と同様に行なうことは困難な状況にあります。したがって、震災後に震災前の防犯・防火体制を維持するには、防犯・防火活動を行う組織が主体となって、住民自ら協力し合うことが求められます。

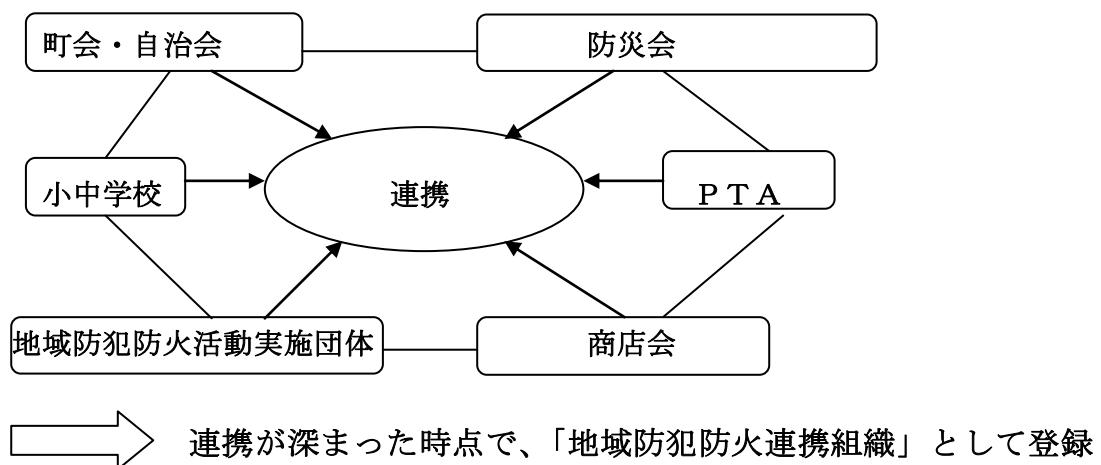
## 「震災時における防犯・防火体制」はどのような体制で行うべきか

地域の防犯・防火団体や地域防犯防火連携組織、小中学校、防災会などの団体が連携して活動できる体制をとることが望ましいと考えます。

防犯・防火活動を行う団体は、練馬区において、280団体もの「地域防犯防火活動実施団体」のほか、町会・自治会、商店会、PTAなど数多くの団体が日頃から地域防犯・防火活動を行っています。規模の違いはありますが、それぞれの団体の特性を活かした活動を独自に考え、日頃から地域の防犯・防火活動を行っています。

しかし、震災時などの緊急事態には、一つの団体における人数が不足したり、様々な情報が錯そうしたりする恐れがあります。したがって、震災時には、団体同士が特性を活かしながら互いに協力し合い、情報交換し、地域のリーダーとして地域の防犯・防火活動をしていく必要があります。

### ※連携のイメージ



地域によって、団体の有無や活動の頻度が様々であり、一律で同じ組織体制を考えていくと、無理が生じる可能性があります。したがって、地域の特性を考え、その地域にあった組織体制を構築することになります。

今回の答申は、組織づくり自体が目的ではなく、組織同士の連携による地域の防犯・防火・防災力の向上が第一目標であるので、形にこだわらず、その地域にあった体制を構築する必要があります。

## **どのくらいの規模を単位に組織をつくるべきか**

震災時においては、防犯・防火活動を行える人数が少ないので、一定規模の組織による活動が必要と考えます。

区内で震度5弱以上を観測した場合、すべての避難拠点が開設されます。そして、避難勧告が発令されれば、その地域の住民は避難拠点に避難することになるので、街に人が少なくなります。また、避難拠点の運営も必要なため、地域の防犯・防火活動を行える人が少ない状況になる可能性が高いと考えます。

その状況のもと、「震災時における防犯・防火活動」を行うには、一定規模の組織で協力し合わなければ、十分な活動が行えないと考えます。

また、区や警察、消防などの情報も避難拠点に流す体制があることから、避難拠点や小学校を単位とすることが適正と考えます。

さらに迅速に動けるような細かい単位の組織が必要であれば、組織の中で、役割分担を検討していただければと考えています。

## **平常時に何をしておくべきか**

連携した団体同士が、協力関係を強めるため、お互いの活動に参加し、実際に顔を合わせ、打ち合わせや情報交換などを行う必要があります。

お互いの団体が日常どのような活動をしているか、また、どのような構成員でなりたっているかなど理解した上で、震災時などの緊急時にどのような活動を行っていくか決めていく必要があります。したがって、平常時に地域での防災訓練に防犯・防火組織も参加をするなど連携を深めていく必要があります。

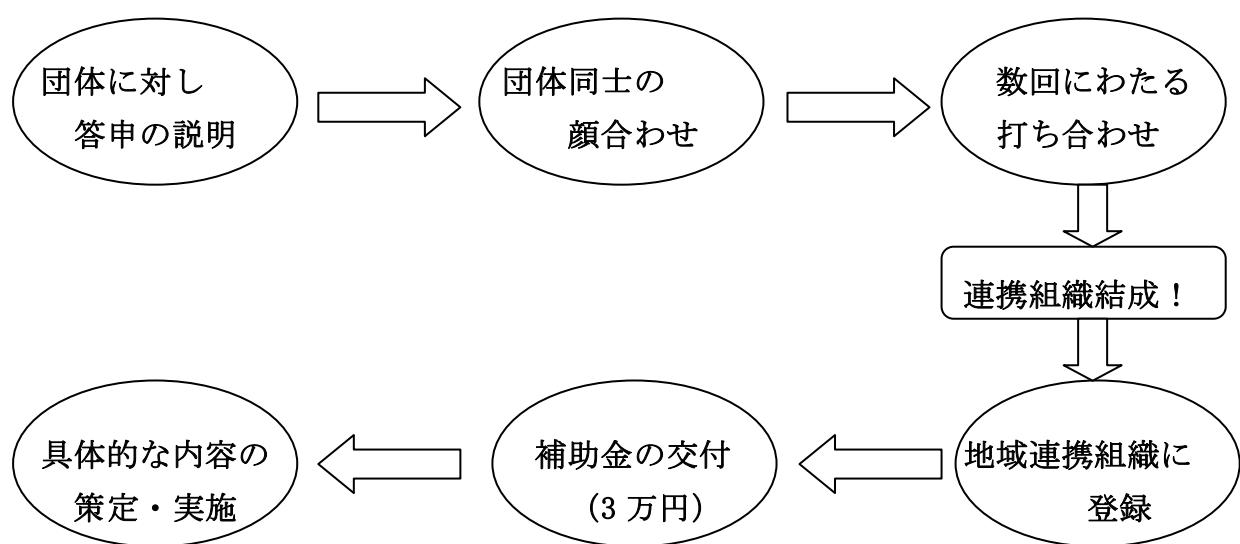
また、上記の活動の結果、地域の団体同士の連携が深まった場合、団体全体を一つの「地域防犯防火連携組織」として区に登録し、地域の防犯・防火・防災力の向上を図っていく必要があります。団体同士の連携を深め、地域の自助力を高めることにより、「震災時における防犯・防火体制」としての組織というだけでなく、平常時においての地域全体による防犯・防火体制としての効果も期待でき、また、震災直後の人命救助に対する協力体制としての効果も期待できます。

## 答申後の取り組みはどうするのか

具体的な防犯パトロールの手法や組織運営に関しては、それぞれの地域や団体の特性に合わせて策定する必要があります。

答申においては、「震災時における防犯体制」について、地域でどのような組織体制をとるべきかを示し、具体的な内容については、組織内で地域の特性に合わせて検討していただこうと考えています。

### 《答申後の流れ》



区は、上記のような流れづくりを支援し、具体的な内容（パトロール方法や訓練など）については、それぞれの地域や団体の自主的に運営していただきます。

## **おわりに**

近い将来に高い確率で発生すると予想されている首都直下地震において、犯罪被害を最小限にとどめるためには、地域の団体同士の連携による防犯・防火活動が欠かせません。

震災が発生した場合には、地域の団体同士が協力して、地震発生直後から地域の防犯・防火リーダーとして警察・消防・区と緊密に連携した防犯・防火活動を展開していくことが重要です。

また、地域の団体同士の連携が深まった場合、団体同士を一つの「地域防犯防火連携組織」として登録し、地域の防犯・防火・防災力の向上を図っていく必要があります。

今回検討した内容が具現化されることを強く提言します。

## 諮詢事項の検討経緯

回	開催日	主な内容
平成 24 年度 安全・安心 協議会 第 1 回	平成 24 年 10月2日	○区長からの諮詢事項「震災時における地域の防犯・防火体制について」の付託 ○各種報告事項について
平成 24 年度 検討委員会 第 1 回	平成 24 年 11月2日	○諮詢事項「震災時における地域の防犯・防火体制について」の検討 ○振り込め詐欺対策について ○今後の公募委員検討委員会について
平成 24 年度 検討委員会 第2回	平成 24 年 11月27日	○諮詢事項「震災時における地域の防犯・防火体制について」の検討 ○第 2 回練馬区安全・安心協議会について
平成 24 年度 安全・安心 協議会 第 2 回	平成 24 年 12月12日	○諮詢事項に対する答申について ○各種報告事項について